

### 第3 添付図書

1 第2の1（届出対象行為に係る事前の指導等の申出）、2（行為の届出）及び4（国の機関又は地方公共団体の行為の通知）の届出書等の添付図書

	届出等	届出書	添付図書
建築物 ・ 工 作 物	[第2の1（6頁）]  届出対象行為に係る事前の指導等の申出  《条例第8条第1項》	届出対象行為に係る事前指導等の申出書  【規則様式第4号】	① 付近見取図（略称）：『建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの』 <small>《条例第8条第1項、規則第6条第1項第一号イ》 《省令第1条第2項第一号イ》</small> ② 現況写真（略称）：『当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真』 <small>《条例第8条第1項、規則第6条第1項第一号イ》 《省令第1条第2項第一号ロ》</small> ③ 配置図（略称）：『当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの』 <small>《条例第8条第1項、規則第6条第1項第一号イ》 《省令第1条第2項第一号ハ》</small>
	[第2の2（6頁）]  行為の届出  《法第16条第1項》	景観計画区域内における行為の届出書  【規則様式第1号】	④ 『景観形成基準対応説明書』【規則様式第2号】 <small>《条例第8条第1項、規則第6条第1項第一号ハ》 《省令第1条第2項第四号、条例第7条第4項、規則第3条第4項》</small> ⑤ 各立面図（略称）：『次に掲げる基準に適合する図書』 一 すべての立面を表示した4面以上の立面図（知事が4面以上の必要がないと認めるときは、2面又は3面の立面図）であること。 二 建築物又は工作物として図示された部分に当該建築物又は工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示が記載されていること。 三 縮尺100分の1以上のものであること。 <small>《条例第8条第1項、規則第6条第1項第一号ロ》 《省令第1条第2項第四号、条例第7条第4項、規則第3条第6項》</small>
	[第2の4（6頁）]  国の機関又は地方公共団体の行為の通知  《法第16条第5項》	景観計画区域内における行為の通知書  【規則様式第9号】	⑥ 『その他参考となるべき事項を記載した図書』 <small>《省令第1条第2項第三号》</small> ⑦ 『委任状』 届出等を、代理人が代理して届出等する場合は『委任状』を添付すること。  ※ 「届出対象行為に係る事前の指導等の申出」で支障がない場合は、「同申出」に添付した上記①から⑥までの図書のうち、知事が必要としないと認める図書の添付を省略することができる。 <small>《条例第7条第2項》</small> この場合は、『景観法第16条第1項の届出に係る添付図書の省略に関する通知書』（その他様式第1号）の写し』を、『行為の届出書』に添付すること。

届出等		届出書	添付図書
物の 件 の 堆 積	〔第2の1（6頁）〕 届出対象行為に係る 事前の指導等の申出  《条例第8条第1項》	届出対象行為に係る 事前指導等の申出書  【規則様式第4号】	① 付近見取図（略称）：『物件の堆積を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状況を表示する図面（縮尺2,500分の1以上のもの）』 《条例第8条第1項、規則第6条第1項第二号イ》 《条例第7条第2項第一号、規則第3条第3項第一号》  ② 現況写真（略称）：『当該土地及び当該土地の周辺の状況を示す写真』 《条例第8条第1項、規則第6条第1項第二号ロ》 《条例第7条第2項第二号》  ③ 配置図（略称）：『当該土地の区域内における物件の堆積を行う位置並びに堆積の方法及び高さを表示する図面で縮尺100分の1以上のもの』 《条例第8条第1項、規則第6条第1項第二号ハ》 《条例第7条第2項第三号、規則第3条第3項第二号》
	〔第2の2（6頁）〕 行為の届出  《法第16条第1項 第四号、 条例第7条第2項》	景観計画区域内における行為の届出書  【規則様式第1号】	④ 『景観形成基準対応説明書【規則様式第2号】』 《条例第8条第1項、規則第6条第1項第二号ホ》 《条例第7条第2項第四号、規則第3条第4項》  ⑤ 各立面図（略称）：『次に掲げる基準に適合する遮へい物に関する図書』 一 すべての立面を表示した4面以上の立面図（知事が4面以上の必要がないと認めるときは、2面又は3面の立面図）であること。 二 植栽により遮へいする場合は、その樹種、樹高及び植樹する本数が表示されていること。 三 鋼板等により遮へいする場合は、当該遮へいするものとして図示された部分に当該遮へいするものに施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示が記載されていること。 四 縮尺100分の1以上のものであること。 《条例第8条第1項、規則第6条第1項第二号ニ》 《条例第7条第2項第五号、規則第3条第5項第一号》
	〔第2の4（6頁）〕 国の機関又は地方公共団体の行為の通知  《法第16条第5項》	景観計画区域内における行為の通知書  【規則様式第9号】	⑥ 『参考となるべき事項を記載した図書』 《条例第7条第2項第五号、規則第3条第5項第二号》  ⑦ 『委任状』 届出等を、代理人が代理して届出等する場合は『委任状』を添付すること。  ※ 「届出対象行為に係る事前の指導等の申出」で支障がない場合は、「同申出」に添付した上記①から⑤までの図書のうち、知事が必要としないと認める図書の添付を省略することができる。 《条例第7条第2項》 この場合は、『景観法第16条第1項の届出に係る添付図書の省略に関する通知書』（その他様式第1号）の写し』を、『行為の届出書』に添付すること。

※ 前各添付書類に明示すべき事項は、次の表のとおりです。

図書の種類	明示すべき事項
① 付近見取図（略称）：『建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの』	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 縮尺</li> <li>二 方位</li> <li>三 道路</li> <li>四 目標となる地物</li> <li>五 届出等に係る敷地の区域</li> </ul> など
② 現況写真（略称）：『当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真』	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示すカラー写真
③ 配置図（略称）：『当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの』	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 縮尺</li> <li>二 方位</li> <li>三 敷地の境界線</li> <li>四 敷地内における建築物、工作物又は物件の堆積の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員</li> <li>五 隣接する土地の建築物等の種類</li> <li>六 現況写真の撮影方向</li> </ul> など
④ 各立面図（略称）：『次に掲げる基準に適合する図書』 <ul style="list-style-type: none"> <li>一 すべての立面を表示した4面以上の立面図（知事が4面以上の必要がないと認めるときは、2面又は3面の立面図）であること。</li> <li>二 建築物又は工作物として図示された部分に当該建築物又は工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示が記載されていること。</li> <li>三 縮尺100分の1以上のものであること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 すべての立面を表示した4面以上の立面図（知事が4面以上の必要がないと認めるときは、2面又は3面の立面図）であること。</li> <li>二 建築物又は工作物として図示された部分に当該建築物又は工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示が記載されていること。※</li> <li>三 縮尺</li> <li>四 方位</li> <li>五 寸法</li> <li>六 開口部の位置</li> <li>七 外観の部分の材料の種類</li> <li>八 仕上げの寸法</li> </ul> など <p>※ 二号については「建築物」又は「工作物」の場合であり、「物件の堆積」の場合は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植栽により遮へいする場合は、その樹種、樹高及び植樹する本数が表示されていること。</li> <li>・ 鋼板等により遮へいする場合は、当該遮へいするものとして図示された部分に当該遮へいするものに施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示が記載されていること。</li> </ul>